

社会福祉法人宇医会役員に対する費用弁償に関する規則及び社会福祉法人宇医会役員及び評議員報酬規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人宇医会役員（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、この規則の定めるところによる。

(報酬の額)

第2条 役員の報酬（以下「報酬」という。）の額は、勤務1日につき10,000円を超えない範囲において理事長が定める。

(役員を兼ねる者の特例)

第3条 施設職員で宇医会の役員を兼ねる者に対しては、宇医会役員としての報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員が業務のため旅行したときは、費用を弁償する。費用弁償の額は、施設職員等の旅費に関する規程を準用する。

(旅行命令)

第5条 役員の旅行命令によるほか、会議招集権者の発する招集通知によることができる。

(準用規程)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員の報酬及び費用弁償の支給方法については職員の例による。

附則

この規則は、平成29年6月26日から施行する。